

7 巻末資料

(1) 用語集

用語と解説	
あ行	
▪ 赤字比率	営業収益（受託工事収益を除く）に対する赤字の比率
▪ 一般会計	市の基本的な会計
▪ 一般会計繰入金	市の一般会計歳出予算で計上された下水道事業特別会計へ繰出すお金（市民の税金）支出する側（一般会計）では繰出金、収入する側（下水道事業会計）では繰入金と呼ぶ
▪ 営業外収益	預金等の金融財務活動や、その他主たる営業活動以外の原因から生じる収益
▪ 営業外費用	資金調達等の金融財務活動や、その他主たる営業活動以外の原因から生じる費用
▪ 営業収益	下水道使用料等、主たる営業活動から生じる収益
▪ 営業費用	下水道施設の維持管理費等、主たる営業活動から生じる費用
▪ 汚水	一般家庭、事業所、事業場（耕作の事業を除く）、工場等から生活、営業並びに生産活動によって排出される排水
▪ 汚水処理原価	下水道経営の効率性を表す指標で、低いほど良いとされ、有収水量 1 m ³ 当たりの汚水処理費を示す
▪ 汚水処理費	汚水処理に要する費用で、維持管理費と資本費から成る
か行	
▪ 管渠	給水・排水を目的として作られる水路全体を指すが、主に開渠と暗渠の総称として使われる
▪ 基準外繰入金	財源不足を補填するための、繰出基準以外の一般会計繰入金
▪ 基準内繰入金	国の繰出基準に基づく一般会計繰入金
▪ 基本料金	基本となる一定の水量を設定し、その水量までの使用料を基本水量使用料金として定額とするもの
▪ 行政区域	行政を行う上での地域区分の単位のことを幅広く指す表現で、「都」「道」「府」「県」「市」「区」「町」「村」等の区分が行政区域に該当
▪ 行政人口	行政区域内の人口（住民基本台帳人口）

<ul style="list-style-type: none"> ▪ 繰出基準 総務省から各地方公共団体へ通知される、基準内繰入金と基準外繰入金を区分するための基準
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 下水道使用料収入 汚水の処理に係る費用について排水量に応じて下水道使用者より徴収した収入
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 経費回収率 汚水処理に要した費用に対する使用料収入による回収程度を示す指標汚水処理に係る全ての費用は使用料によって賄うことが原則となっている
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 建設改良 下水道事業に必要な設備の建設又は改良
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 公共用水域 河川・湖沼等の公共の用に供される水域
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 合流式下水道 汚水・雨水を分離することなく同一の管渠（合流管という）で排除する方式
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 国庫補助金 特定の施策を奨励するため、あるいは財政を援助するために国が地方公共団体に交付する資金
<p>さ行</p>
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 市街化区域 すでに市街地を形成している区域や、おおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を促進する区域
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 市街化調整区域 豊かな自然環境や農地などを守るとともに、無秩序な土地利用を防ぐため、市街化を抑制する区域
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 資本的収支 下水道施設の建設改良や財務活動で発生する収入と支出
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 資本費 地方債の利息と地方債の元金償還金
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 資本費平準化債 地方債の元金償還金の一部を後年度に繰り延べるための地方債（企業債）元金償還金の償還期間と下水道施設の耐用年数が異なっているために発行が認められている
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 収益的収支 下水道施設の維持管理等の経営に関する収益と費用
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 収益的収支比率 下水道使用料収入や一般会計からの繰入金等の総収益で、総費用に地方債還金を加えた費用をどの程度賄えているかを表す
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 実質収支 歳入歳出の差引額（形式収支）から翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた収支
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 処理区域内人口 供用開始公示済区域内人口
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 水洗化人口 水洗化工事を完了し、下水道を利用している人口
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 水洗化率 処理区域内人口に対する水洗化人口の割合を示す指標
<ul style="list-style-type: none"> ▪ ストックマネジメント計画 長期的な視点で下水道施設全体の維持管理を最適化するための計画 リスク評価等に優先順位付けを行ったうえで、下水道施設の調査・点検、修繕・改築計画を取りまとめたもの本市においては平成 30 年 3 月に「藤井寺市公共下水道事業ストックマネジメント基本計画」を、平成 31 年 3 月に「藤井寺市公共下水道事業ストックマネジメント実施計画」を策定している

<ul style="list-style-type: none"> ▪ 整備済人口普及率 行政区域のうちどの程度公共下水道の整備が完了しているかを判断する指標
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 総収益 その期の営業活動に伴う収益 <ul style="list-style-type: none"> ・ 営業収益（料金収入等） ・ 営業外収益（受取利息・他会計補助金等）
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 総費用 その期の営業活動に伴う費用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 営業費用（人件費・物件費等） ・ 営業外費用（支払利息等）
た行
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 地方公営企業法 水道事業、下水道事業など地方公共団体の経営する企業（地方公営企業）の組織・財務・職員の身分について定めた法律 本市では、平成 31 年度にこの法律の財務・会計等について適用（一部適用）を行うこの法律の適用により、会計方式が単式簿記から複式簿記となるため、経営状況等をよりの確に把握できるようになる
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 地方債（企業債） 地方公共団体が資金の借入れによって負う一年を超える債務で、返済時に利子をつけて返済しなければならない借金 下水道施設の建設、改良等に要する経費に充てる下水道事業債や資本費平準化債などがある 一般的に地方公営企業法適用後は「企業債」と呼ぶ
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 地方債残高（企業債残高） 地方債（企業債）の年度末残高
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 地方債残高対事業規模比率（企業債残高対事業規模比率） 下水道使用収入に対する地方債（企業債）残高の割合であり、地方債（企業債）残高の規模を示す
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 地方債償還金 地方債（企業債）の返済額
は行
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 排水区 下水道管理者が定める下水道の雨水計画において整備する対象区域であり、雨水を排除する施設の整備により浸水の排除を図る区域
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 分流式下水道 汚水と雨水を別々の管渠に集めて排除する下水道のこと
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 平均改定率 各水量区分における使用料単価の改定率を全水量区分で平均したもの
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 雨水ポンプ場 大雨が降った時に雨水を汲み上げて河川等に放流し、市街地の浸水被害を防ぐ施設
ま行
<ul style="list-style-type: none"> ▪ マンホールポンプ 下水道のマンホールの中に設置されているポンプで、地形等の理由により汚水を自然に処理場に向かって流すことのできない場所を、このポンプにより自然に流れる場所まで汚水を送る設備
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 水みらいセンター 下水道終末処理場のことで、下水道管渠にて収集された汚水をきれいに浄化し、河川等へ放流する

<ul style="list-style-type: none"> ▪ 未普及地域 下水道が整備されていない地域
<p>や行</p>
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 有収水量 下水道使用料収入の対象となる使用水量のこと
<p>ら行</p>
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 流域下水道 二つ以上の市町村にまたがる下水を処理するための下水道で、幹線管渠・ポンプ場・終末処理場から構成される
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 流域関連公共下水道 終末処理場は保有しない公共下水道で、汚水の処理は流域下水道で処理される流域下水道へ接続するまでの管渠を市町村が主体となって行う最も一般的な下水道